

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 6 年 6 月 1 2 日 (あて先) 旭川市長 提出者 住 所 旭川市4条通3丁目右1号 氏 名 株式会社 生駒組 取締役社長 生駒 雅彦 電話番号 0166-22-1251 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 生駒組
事業場の所在地	旭川市4条通3丁目右1号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0 6 1 1 一般土木建築工事業
② 事業の規模	3 8 億円
③ 従業員数	5 8 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各作業所 産業廃棄物 ※委託契約・マニフェスト処理 処理委託 中間処理施設 処分委託 最終処分場 処理委託 再生利用 処分委託 最終処分場

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 管 理 部 (全社の廃棄物管理を統括) ↓ 廃棄物管理者 (土木部長) ↓ 各現場代理人 (担当作業所の廃棄物を管理) ↓ 都道府県知事等の許可を受けている業者 (委託業者と直接書面による契約を結びマニフェスト制度により処理)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 梱包材は原則として納入先に返品する。 工事で使用する木材類は、再利用率を高めて使用量を抑制する。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 施工計画において使用資材の無駄を省き、資材の転用回数を高めて廃棄物の排出抑制を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した場所で、随時種類毎に委託契約した産業廃棄物処理業者に搬出している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場内で発生する産業廃棄物を、保管場所を指定して分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認して、的確に管理する。		

② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	最終処分量の削減を目指すとともに、再生利用ができる処理業者への委託を行う。		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画書別表

① 現状

産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	管理型混合廃棄物	安定型混合廃棄物	計						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	5.71		10.01		7.08		3.75	3.72		47.70	2.11		80.08						
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)																			
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	5.71		10.01		7.08		3.75	3.72		47.70	2.11	0.00	80.08						
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																			
	再生利用業者への処理委託量(t)					7.08		3.75			47.70			58.53						
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																			

② 計画

産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	管理型混合廃棄物	安定型混合廃棄物	計						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	4.00		8.00		5.00		3.00	2.00		38.00	1.00	0.00	61.00						
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)																			
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	4.00		8.00		5.00		3.00	2.00		38.00	1.00		61.00						
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																			
	再生利用業者への処理委託量(t)	4.00				5.00		3.00			38.00			50.00						
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																			

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。